

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ◆ 第52回子ども・子育て会議が開催される（内閣府）  
—森田副会長出席 ..... 1
- ◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて  
（第六報）（厚生労働省） ..... 3
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について  
（厚生労働省） ..... 6
- ◆ 児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部  
を改正する省令の施行に関するQ&Aについて（厚生労働省） ..... 7
- ◆ H. C. R. 2020 の開催中止（保健福祉広報協会） ..... 7

## ◆第52回子ども・子育て会議が開催される（内閣府） —森田副会長が出席

令和2年6月26日、内閣府は、第52回子ども・子育て会議をウェブ会議にて開催し、本会から森田信司副会長が出席しました。

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップ」が議題とされ、地域区分について自治体の調査結果が公表されました。都道府県は6割、市町村は9割を超える自治体が地域区分の見直しは「必要ない」と回答しています。

調査結果を踏まえ、地域区分については、これまでの「統一かつ客観的なルールによることが必要であり、国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定する」という基本的な考え方を維持し、「他の社会保障分野の制度との整合性の観点から介護保険制度における改正の状況等も考慮して引き続き議論する」こと、「仮に地域区分の在り方を見直す場合、必要となる財源について、財政中立の原則の下でどのよ

うに確保していくのか、併せて検討することが必要」と示されました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応について、原則として開所していた保育所等と学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応状況、備品購入以外のかかり増し経費なども対象にした第2次補正予算の交付金の内容等について、厚生労働省、文部科学省、内閣府から、それぞれ説明がありました。

これらの説明を受けて、本会森田副会長は次の意見を述べています。

#### 第52回子ども・子育て会議 全国保育協議会 意見発言要旨（令和2年6月26日）

- 新型コロナウイルス感染症への対応について、保育の現場では、日々の感染予防のため、備品や子どもの手に触れる部分のアルコール消毒の回数を増やすなど、対応に追われています。  
そのような職員の努力は、社会維持と生命を守る人たちの子どもたちをお預かりし、保育による子どもの成長を支えることが、社会を支えることにつながっている、という思いによるものです。  
加藤厚生労働大臣からも記者会見で保育現場に対するあたたかい言葉をいただき、御礼申し上げます。また、令和2年度第一次補正予算・第二次補正予算では、感染症対策のための補助金を確保していただいたことに、早急にご対応いただき感謝申し上げます。
- しかしながら、一部の報道では、保育所等で医療関係者の子どもの登園拒否があったことなどが大々的に取りあげられ、保育に携わる者の多くが残念、悔しいと思うことも発信されていました。  
感染が拡大する中で多くの施設では自治体の登園自粛に沿いながらも開園を続け、医療関係者や社会インフラの維持に携わる保護者の子どもたちを感染リスクの中でも預かり続けていました。  
ぜひ、その保育の現場の取り組みについても、広く社会の皆さまに知っていただきたいと考えております。本会では、感染拡大の時期に会員関係者に対するウェブ調査を行い、感染拡大地域の保育所・認定こども園の取り組みを収集し、ホームページに公表するなどの情報発信も行っています。
- また、このような状況の中で、第二次補正予算では、医療関係者・介護関係者、救護施設の職員などに慰労金が支給されることとなる一方、保育所等の職員は対象外となりました。本会は、内部組織として全国保育士会を擁しており、全国の保育士から、この慰労金について保育士も対象にしてほしい、毎日保育をがんばっている私たちも認めてほしい、という意見が多く寄せられました。  
これは、保育所・認定こども園の関係者だけではなく、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設の保育士からも同様の意見が寄せられていることを付け加えさせていただきます。
- 一方、公定価格の支給を通常どおり受けているにもかかわらず、職員に対する賃金を減額するような不適切な事例が報道され、国から注意喚起のための通知が発出されました。  
保育士等の職員の生活を守るために適切な賃金の支払いは当然のことであり、本会では会員へ通知などの周知と、適切な賃金支給を確認するよう会員に対して呼びかけを行っています。

○ なお、この間、保育所・認定こども園では、登園自粛により在宅にいる子どもたちへの支援を実施してまいりました。

その際に、オンラインで保護者に子育ての悩みや子どもの様子を聞くなど相談支援を行ったり、子どもと会話したりする取り組みを始めるなど、登園自粛であっても施設ができることを実行してきました。

実際に取り組んだところからは、その効果と必要性を感じ、ICT化への補助金の要望が多く寄せられています。これまでの事務負担軽減のためのICT化の補助金から、コミュニケーションツールとしての活用に向け、その対象と内容を拡大・拡充していただくよう、お願いいたします。

○ 地域区分については、高い区分に囲まれた地域区分を引き上げる制度としていただいたことに御礼申しあげます。しかしながら、地域区分の「その他」という名称や扱いを含め、格差の解消について、現場の意見も踏まえて引き続きご検討くださいますようお願いいたします。

会議資料等の詳細は、内閣府ホームページに掲載予定です。以下をご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html)

## ◆保育所等における新型コロナウイルスへの対応にか かる Q&A について（第六報）（厚生労働省）

令和2年6月16日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。新しく追加された項目は次のとおりです。

(全国保育協議会 事務局 抜粋)

### 新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第六報）

(感染症の予防について)

問5 新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきことはあるか。

○ まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※）のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。

定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。【後略（通知をご参照ください）】

(登園を避けるよう要請する目安)

問 7-2 新型コロナウイルス感染症に関して、医療的ケア児の取扱いで注意すべき点は何か。

- 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。

(緊急事態宣言後の対応)

問 9-2 緊急事態宣言が解除された地域における保育所は、どのように対応すべきか。

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された都道府県内の市区町村における保育所等においては、原則として開所していただくようお願いします。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 5 月 25 日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨が示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただくようお願いいたします。いずれにしても、登園自粛をお願いするか否かの判断は、地域における感染拡大の状況等の実情を踏まえ、市区町村において行ってください。
- なお、保育所等において園児や職員が罹患した場合等においては、問 1 ただし書や問 2 に沿って臨時休園等の対応を検討してください。

問 12 登園自粛や臨時休園の際に、保護者や特に支援が必要とされる子どもに対して、保育所等の側からどのような支援を行う必要があるか。

- 登園自粛の継続や臨時休園の実施により、子どもやその保護者が自宅で過ごす時間が長くなることが考えられるため、保育所等においては、市区町村とも連携の上、保護者に対する相談支援を行うなど、必要な支援を行ってください。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※1）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童についてはおおむね 1 週間に 1 回以上）その状況を確認していただくなど、関係期間との連携を密にして取り組んでいただくようお願いします。

（※1）要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第 5 項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

(健康診断の実施等について)

問 15 新型コロナウイルスの影響で、給食に使う生鮮食品の入手が難しくなっているが、毎日その日の分の材料を仕入れなければならないのか。

- 保育所等を含む社会福祉施設における調理過程における重要事項については、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「衛生管理通知」という。）において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が適用されない社会福祉施設についても可能な限りこのマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう周知願う旨お示ししているところです。
- 今般の新型コロナウイルスへの対応において、各自治体で様々な対応がなされているところですが、保育所等における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ1（5）において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされているところです。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることは差し支えありません。

（行事等における注意点など）

問17 新型コロナウイルス感染対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

- 熱中症の予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和2年5月18日事務連絡）（※1）でお知らせしていますように、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていただくことが重要です。
- なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい（熱中症対策は、※2 もご参照ください）。
- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。なお、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、市区町村にお伝えしているところですが、特に、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意して下さい。特に、低年齢の子どもの場合、マスク着用によって熱がこもり熱中症のリスクが高まる等の健康に過ごす上でのリスクが指摘されています。マスクの着用に関しては、こうしたことを十分理解し、子どもの発達に応じた判断を行うとともに、活動や場面に応じて適切に対応願います。

（※1）「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631950.pdf>

（※2）「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」問4

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q1-4](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-4)

内容の詳細は、下記ホームページの「66」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

## ◆新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について（厚生労働省）

令和2年6月15日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県指定保育士養成施設主管課宛に発出しました。

これは、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除され、学校等でも授業等を再開される動きがあるが、引き続き慎重な対応を図っていくことが必要であることから、実習等の弾力的な運用の趣旨等を、養成施設に対して周知するよう、改めて通知したものです。

(全国保育協議会 事務局 抜粋)

### 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

#### 2. 保育士資格に係る取扱い

- (1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連する実習中止、休講等の対応を受けた学生は、他の学生より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。
- (3) (1)及び(2)の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

内容の詳細は、下記ホームページの「65」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

# ◆児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する Q&A について（厚生労働省）

令和 2 年 6 月 10 日、厚生労働省は標記事務連絡を都道府県・指定都市・中核市保育担当部（局）宛てに発出しました。

これは、本年 4 月 1 日から施行された保育士証への旧姓等の併記に関する改正省令の試行について、Q&A をまとめたことを周知するものです。

詳細は下記および別添資料をご確認ください。

(全国保育協議会 事務局 抜粋)

## 〔保育士証への旧姓及び通称名の併記に係る取扱いに関する Q&A〕

Q1：保育士証に併記できる旧姓はどの範囲か？

旧姓（法令上は「旧氏」とは、「過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又はその記録がされているもの」（住民基本台帳法施行令）をいいます。このため、旧姓が複数ある場合の取扱いとしては、次のとおりとなります。

- ①保育士登録申請を行う場合又は書換え交付申請時において旧姓が併記されていない保育士証の書換え交付申請を行う場合  
戸籍又は除かれた戸籍に記載されている氏のうち、任意のものを一つ選択の上、併記することが可能です。
- ②書換え交付申請時において旧姓が併記されている保育士証の書換え交付申請を行う場合  
申請当時現に保育士証に記載されている旧姓を変更せず使用するか、当該氏名変更の直前に称していた旧姓に変更するかを選択することが可能です。

# ◆H. C. R. 2020 の開催中止（保健福祉広報協会）

全国社会福祉協議会と保健福祉広報協会は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大などの厳しい事態を踏まえ、主催する 10 月の国際福祉機器展 H. C. R. 2020 を、やむなく中止することといたしました。

H. C. R. には 10 万人を超える来場があるなかで、高齢者や障害のある方、福祉施設・事業所の役職員、そして企業・団体関係者等への感染やクラスター発生といったリスクがあることなどに鑑み、中止の判断に至りました。

何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、主催者では、福祉機器の最新情報などを必要とする方がたのため、H. C. R. Web サイトなどを活用した H. C. R. 2020 の代替策を検討しておりますので、続報をお待ちください。

また、次回 H. C. R. 2021 の開催については、2020 年 7 月に予定されていた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、会期等を再調整する必要があります。

再調整が済み次第、あらためてお知らせいたしますので、あらかじめご承知おきください。

---ぜひご活用ください！-----

■保健福祉広報協会公式 Facebook ページ：<https://www.facebook.com/hcrjapan/>

■保健福祉広報協会のメール配信サービス：<https://www.hcrjapan.org/mail/>

■HCR アプリ：<https://www.hcr.or.jp/app>